

㊤

広労発基 0129 第 1 号
令和 7 年 1 月 29 日

広島地方労働審議会
会長 野北 晴子 様

広島労働局長
小沼 宏治

広島県和服裁縫業に係る最低工賃の改正決定について（諮問）

標記について、家内労働法第 10 条の規定に基づき、広島県和服裁縫業最低工賃（平成 14 年広島労働局最低工賃公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。